

公 告

令和7年4月1日

令和7年度において、広島市が発注する小規模修繕（広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第2条に規定する小規模修繕をいう。以下同じ。）の受注を希望する者に必要な登録資格の要件及び当該資格の審査申請（以下「申請」という。）の追加受付の手続等について、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 小規模修繕の受注を希望する者に必要な登録資格の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 広島市との契約において次のいずれかに該当すると認められた後3年（又は市長が定めた期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 本市の区域内に主たる事業所を置いていること。
- (4) 小規模修繕の履行のための行為に関し、法令等の定めにより必要とされる許可、免許又は登録を受けていること。
- (5) 小規模修繕の全部を自ら履行することができる小規模事業者であること。
- (6) 広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成8年7月1日施行）第11条第1項（第1号及び第3号から第5号までに係る部分に限る。）又は同要綱第11条の3第1項（同要綱第11条第1項（第1号及び第3号から第5号までに係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する本市の要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、本市の競争入札に参加することができる資格を取り消された者にあつては、本市の競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- (7) 広島市建設工事競争入札取扱要綱第11条の4第1項又は第2項（それぞれ同要綱第11条第1項（第1号及び第3号から第5号までに係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する本市の要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、本市の競争入札に参加することができないとされた者にあつては、本市の競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- (8) 申請時において広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 公共の契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (10) 広島市の競争入札参加資格者として認定された者でないこと。

2 資格審査の申請手続

- (1) 申請の対象者及び申請可能な登録種別の数
 - ア 新規に小規模修繕の受注を希望する者
下表の右欄に掲げる登録種別の中から5種別まで申請できるものとする。

区 分	登 録 種 別
建築関係	①壁・防水、②屋根・金物、③ガラス、④鋼製建具、⑤木製建具、⑥内装、⑦畳、⑧錠・鍵、⑨塗装、⑩大工、⑪左官
設備関係	①空調設備、②電気設備、③通信設備、④ガス設備、⑤給水・排水・衛生設備

イ 令和7年度広島市小規模修繕契約希望者名簿の登録者（既登録者）のうち、登録資格を有するとの認定を受けていない登録種別に係る小規模修繕の受注を希望する者
既に認定を受けている登録種別と合わせて5種別まで申請できるものとする。

(2) 提出書類

次の書類を提出すること。なお、イ(7)、ウ、エの書類は、発行又は証明年月日が申請日の3か月前の日以降のものでなければならない。

ア 令和7年度広島市小規模修繕契約希望者登録申請書

イ 次のいずれかのもの

(7) 法人が申請する場合

法人登記の履歴事項全部証明書（写し可。）

(4) 個人が申請する場合

誓約書

ウ 広島市税の納税証明書（写し可。納付すべき市税について滞納の税額がない旨の証明書。）

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可。「その3」、「その3の2」又は「その3の3」のいずれかの、未納の税額がない旨の証明書。）（e - T a xを利用して電子納税証明書（P D F形式）が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷したものでも可。）

オ 業務の履行に当たって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録等を必要とする場合は、許可、免許又は登録等の証明書の写し

カ 110円分切手（認定通知書送付用）

キ 通常はがき（85円）（次回一斉更新通知用）

ク 入力票（口座振替依頼書）

ケ 受付票兼提出書類確認票

(3) 受付期間及び受付場所

ア 受付期間

令和7年度第1回目 令和7年 5月12日（月）から同月16日（金）まで

令和7年度第2回目 令和7年 7月28日（月）から8月 1日（金）まで

イ 受付場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所財政局契約部工事契約課（本庁舎15階、南西側）

(4) 申請方法

ア 郵送する場合

(3)アの各受付期間の最終日必着。(3)イの受付場所に郵送すること。

イ 持参する場合

(3)アの各受付期間内（広島市の休日を除く。）の午後1時から午後5時までの間に、(3)イの受付場所に持参すること。

(5) 補正について

申請書及び添付書類の補正を求めた場合において、指定した補正期限の午後5時までに補正が行われなかったときは、当該申請は無効とする。

(6) 申請書等の交付

広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）からダウンロードするか、又は広島市役所財政局契約部工事契約課で申請書等の原稿を貸し出す。

3 資格審査結果の通知

小規模修繕契約希望者登録認定通知書により通知し、令和7年度の広島市小規模修繕契約希望者名簿に登載し公表する。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、市長が定める日（以下「有効期間開始日」という。）から令和7年度の末日までとする。ただし、令和8年度においても、令和8・9・10年度の広島市小規模修繕契約希望者名簿の登録資格の有効期間開始日の前日までは、なお効力を有する。

5 有効期間開始日（予定）

令和7年度第1回目 令和7年 6月下旬

令和7年度第2回目 令和7年 9月下旬

6 資格認定後の辞退について

資格認定後において、資格を辞退する場合には、「広島市小規模修繕契約希望者登録辞退届」を速やかに広島市役所財政局契約部工事契約課へ提出すること。なお、資格認定後において、特段の理由なく資格を辞退した場合は、当該資格の認定通知書に記載された有効期間内においては、新たな申請を受け付けない。

7 申請書の内容変更等の届出について

(1) 新規申請者

今回新たに申請を行う者で、申請書提出後に、申請事項（所在地又は住所、商号又は名称、法人その他の団体にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名、電話番号、使用印鑑等）に変更が生じた場合には、広島市財政局契約部工事契約課まで連絡すること。また、資格の認定後は、「広島市小規模修繕契約希望者登録申請書記載事項変更届」を速やかに広島市役所財政局契約部工事契約課へ提出すること。

(2) 登録種別追加申請者

申請書提出後、資格の認定前に、申請事項（所在地又は住所、商号又は名称、法人その他の団体にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名、電話番号、使用印鑑等）に変更が生じた場合には、「広島市小規模修繕契約希望者登録申請書記載事項変更届」を速やかに広島市役所財政局契約部工事契約課へ提出すること。

(3) 資格審査の辞退

営業の廃止等の事由により、申請書の提出後に申請を取り下げる場合には、「広島市小規模修繕契約希望者登録申請取下書」を速やかに広島市役所財政局契約部工事契約課へ提出すること。